都道府県医師会長 殿

日本医師会長 原中勝征

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全 等を図るための特別措置について

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に「平成23年東北地方太平洋沖地震による 災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について」の通知がなされ、本会に対しまし ても周知方依頼がありました。

本件は、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成23年3月13日付で交付され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の規定の一部が、同地震による被害に適用されること等になったことを受けたものであります。これらに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点は、下記のとおりとのことであります。

記

- ① 衛生検査技師免許の申請の期間の満了日を平成23年8月31日に延長
- ② 法令に基づき平成23年3月11日から6月29日の間に履行期限が到来する義務を平成2 3年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合に、6月30日までに履行されたと きには、履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任は問われない。

例:医療法

- イ)病院等の開設等の届出義務
- ロ)医療法人の事務報告書等の届出義務 等 医経法

医師法

- イ) 臨床研修プログラム変更等の届出等の義務 等
- ③ 医療法人に係る破産手続き開始の決定の留保

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、被災県におかれましては関係医療機関等への周知方よろしくご高配ほどお願い申し上げます。

医政発 0317 第 22 号 平成 23 年 3 月 17 日

社団法人 日本医師会会長 殿



平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について(通知)

11.

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する周知方よろしくお取計らい願います。



医政発 0317 第 22 号 平成 23 年 3 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について(通知)

「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成23年政令第19号)が(別添1)のとおり、平成23年3月13日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号。以下「法」という。)(別添2参照)の規定の一部が、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなりました。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件」(平成23年3月17日厚生労働省告示第56号)が(別添3)のとおり、平成23年3月17日付けで公布され、同日から施行されました。

これらに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について
- 1 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年 法律第 39 号) 附則第 3 条第 2 項の規定に基づく衛生検査技師免許の申請の期間の 満了日を平成 23 年 8 月 31 日に延長した。

- 2 1のほか、厚生労働大臣は、その所管する法令上の事務に関し、平成23年東北 地方太平洋沖地震による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特 定権利利益(法第3条第1項参照)に係る満了日の延長の申出を行ったものに対し て、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
- 第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について
- 1 法令に基づき平成23年3月11日から平成23年6月29日の間に履行期限が到来 する義務が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、 当該義務が平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されな かったことについて、行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)は問わ れない。(法第4条第2項)
- 2 厚生労働省医政局所管の法令に係る義務のうち、法第4条第2項の規定の適用を 受けるものとしては、例えば次のようなものが挙げられる。なお、各々の法令上の 義務に係る法第4条第2項の適用の可否について疑義が生じた場合には、法令に基 づく担当窓口に照会されたい。
 - (1) 医療法(昭和23年法律第205号) 関係 病院等の開設等の届出義務(第8条、第8条の2第2項、第9条) 医療法人の事業報告書等の届出義務(第52条第1項) 医療法人の清算人による公告義務(第56条の8第1項) 医療法人合併認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務(第58条第1項) 医療法人の清算人による公告義務(第56条の8第1項)
 - (2) 医師法(昭和23年法律第201号) 関係 臨床研修プログラム変更等の届出等の義務(医師法第16条の2第1項に規 定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号)第4条及 び第9条)
 - (3) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)関係 衛生検査所の登録の変更等の届出義務の免責(第20条の4第3項)
 - (4) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)関係 歯科技工所の開設の届出義務(第21条)
 - (5) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号) 関係 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師の施術所の開設の届出義務(第9条の2)

- (6) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)関係 柔道整復師の施術所の開設の届出義務(第19条)
- 第3 医療法人に係る破産手続開始の決定の留保について
- 1 特定非常災害により債務超過となった医療法人に対しては、支払不能等の場合を 除き、一定の期間(平成25年3月10日まで)破産手続開始の決定をすることはで きない。(法第5条)

以上

官

1

 \bigcirc



(号 外) 独立行政法人国立印刷局

政

仓

〇平成二十三年東北地方太平洋沖地震 及びこれに対し適用すべき措置の指 による災害についての特定非常災害 定に関する政令(一九)

公布された

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害 についての特定非常災害及びこれに対し適用す べき措置の指定に関する政令(政令第一九号)

を特定非常災害として指定することとした。 適用することとした。 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を 平成二三年東北地方太平洋沖地震による災害

(内閣府本府)

□ 期限内に履行されなかった義務に係る免責 □ 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関 に関する措置 する措置

自 債務超過を理由とする法人の破産手続開始 この政令は、公布の日から施行することとし の決定の特例に関する措置

3

法令のあらまし

御

御 倒

名

・措置の指定に関する政令をここに公布する

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣

償

直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用す べき措置の指定に関する政令

法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、 内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年 第四条第一項並びに第五条第一項の

(特定非常災害の指定)

規定に基づき、この政令を制定する

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」 し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める という。②第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定

指定する

十一日とする

(免責期限)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三 (延長期日) 第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行について の免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。 (法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十

日とする

附

この政令は、公布の目から施行する

内閣総理大臣

総務大臣 法務大臣 片山 江田 五月 直人 ()

政

令

特定非常災害の被害者の権 利益 の保 全等を図るため

別措置

に関する法律

法定律 上第八十五号,八年六月十四日

改正 一六年 六月一八日同 一六年 六月 二日同 一六年 六月 二日同 一二年 六月 二日同 九年 五月 六月一八日同 六月二一 日同 六月 二日同 九日法律第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 四 九 五 一 一 七 六 七 七 七 七 七 号 号 号 号 号 号 号 号 第一六〇号 五〇号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置

に関する法律をここに公布する。

措置に関する法律 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別

(趣旨)

第 図るため、 一条 この法律は、 特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を

災害対策

準法 るものとする。 律第百十号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定め 二百二十二号)による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基 の破産手続開始の決定の特例、 益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、 (昭和二十五年法律第二百一号)及び景観法(平成十六年法 民事調停法 (昭和二十六年法律第 法人

A

[日法八九一八・九]

(平一六法七六・平一六法一一一・一部改正)

特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

第二条 非常災害発生日として定めるものとする。 災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合 ことが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常 応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずる 被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害に において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定 に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る より債務超過となった法人の存立、当該非常災害に起因する民事 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の

2 当該措置を政令で追加して指定するものとする。 非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。 指定の後、 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定 新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下 「特定権利利益」という。)

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)

年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含 第七条第三項若しくは第五十八条第四項 係る法律、 機関をいう。 項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する 置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第 第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設 む。)若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号) 了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存 特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満 法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第 八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示 ことができる。 において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度と ときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内 続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認める して、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとる 一項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会) (内閣府、 |法令」という。) の施行に関する事務を所管する国の行政機関 宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二 政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) 以下同じ。)の長(当該国の行政機関が内閣府設置 (宮内庁法 (昭和二十二 (以 下 は、

たものに限る。)により付与された権利その他の利益であ 法令に基づく行政庁の処分 その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの (特定非常災害発生日以前に行っ

> 日以後に満了するもの ことができる権利であって、 に置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。) 該行為に係る権限を有する行政機関 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当 その存続期間が特定非常災害発生 (国の行政機関及びこれら に求める

保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延 は、 となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、 として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を 長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定して 指定して行うものとする。 は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。) 第一項の規定による延長の措置のほか、 前項の規定による延長の措置は、 特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について 告示により、当該措置の対 同項第一号の行政庁又 地域を単

3

2

4 又は行政庁等は、 する必要があると認められるときは、 きる。 該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることがで となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当 の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施 延長期日が定められた後、 同項又は前項の例に準じ、 第一項又は前項の規定による満了日 第一項の国の行政機関の長 特定権利利益の根

その満了日を延長することができる。

前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があ

5

A [日法八九一八・九] **(25)**

の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。る場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他

(平一一法一六〇・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であって、特定非常のたついて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったもの免責に係る期限(以下「特定義務」という。)であって、特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限できる。

- 行されなかったことについて、責任は問われないものとする。までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日2.免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の
- て準用する。

 て準用する。

 できる。前項の規定は、この場合についの条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責にがあると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要係が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要

ろによる。合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるとこ合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるとこい事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場4.前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得な

る措置)(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関す)(

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済すること、。

- ればならない。をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなけをすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなけおいて、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の中立てがあった場合に2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の中立てがあった場合に
- 又は職権で、その決定を取り消すことができる。 一項に規定する事情について変更があったときは、申立てによりができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすること
- 4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることが

第十九編

災害対策

できない。

ることを要しない。
親定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをす発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(民事調停法による調停の申立ての手数料を納めることを要しな 第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関 第六条 特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所 を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛 を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛 を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛 を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛 を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛 を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛 を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛 を有していた者が、当該特定非常災害に起因する場合には、民事訴訟費 に、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措

置)

宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者る場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害であ第七条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十

るときも、同様とする。に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとす内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲る必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させ

(平九法五〇・平一四法八五・平一六法六七・平一八法九二・平二〇法四

〇・一部改正)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置) (景観法による応急仮設住宅の存続期間の特別に関する場間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項にの需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項にの需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項には、同項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅間が満了した場合において、これを更に延長しようとするとき間が満了した場合において、正れを更に延長しようとするときに、同項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときに、同項のがである住宅が不足するため同条第四項に関連を表した。

(平一六法一一一・追加)

附則炒

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、

A [日法八九一八·九] 25

第三種郵便物認可日刊(行政機関の休日休刊)明治二十五年三月三十一日日刊(行政機関の休日休刊)

 \bigcirc

 \triangleright

0

変更に関する件(同八三)

〇開設計画の認定を受けた者の名称の

更を許可した件(総務八二)

〇特定基地局の開設に関する計画の認

定を定める件の一部を改正する件

(同八四

〇地方自治法第二百九十一条の三第

告

壶

項の規定により広域連合の規約の変

編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局

規 則

○人事院規則一○一五(職員の放射線 〇人事院規則一五―一四(職員の勤務 時間、休日及び休暇)の一部を改正 障害の防止)の一部を改正する人事 する人事院規則 院規則(人事院一〇一五一五)

〇人事院規則一五—一五(非常勤職員 の勤務時間及び休暇)の一部を改正 する人事院規則 (同一五—一四—二八) (同|五-|五-|一)

〇農林物資の規格化及び品質表示の適 登録認定機関の登録を更新した件 正化に関する法律の規定に基づき、 農林水産六二〇

〇高速自動車国道に関する件 (同六二二~六三七)

(国土交通ニヒー、ニヒニ

1

〇信託法の施行に伴う関係法律の整備 〇原戸籍が滅失した件(法務一二四)

等に関する法律の施行に伴う経過措

置を定める政令第一項の規定による

事務の指定に関する件(同一二五)

〇ガーナ共和国政府に対する贈与に関 〇日本国に帰化を許可する件 する日本国政府とガーナ共和国政府 との間の書簡の交換に関する件 (同一二六)

〇食糧援助に関する日本国政府とコモ する件(同八二) 口連合政府との間の書簡の交換に関

〇特定非常災害の被害者の権利利益の 間の延長に関し当該延長後の満了日 保全等を図るための特別措置に関す 措置を指定する件(同五六) を平成二十三年八月三十一日とする 同条第一項の特定権利利益に係る期 る法律第三条第二項の規定に基づき (厚生労働五五

〇農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律の規定による地鶏 録認定機関の登録の失効に関する件 機飼料及び有機畜産物についての登 肉、有機農産物、有機加工食品、有

内閣

外務省

6

〇保安林の指定を解除する件 (同六二二)

(外務八一)

〇関税表刊行のための国際連合の設立 に関する条約等のスウェーデン王国

〇CADトレース技能審査の認定法人 等の事務所の所在地を変更する件 による廃棄に関する件(同八三) 〇都市計画に関する件 ○登録住宅性能評価機関の評価員の氏 ○道路に関する件 〇道路に関する件(同六五~六七) 名を変更した件(同六〇~六四) (中国地方整備局三四

〇都市計画に関する件(同五五 (九州地方整備局五三、五四

(国会事項)

5

人事異動

(官庁報告)

Ŧī.

平成六年人事院公示第十四号の一部改 正に関し、決定した件(人事院公示六)

官庁事項

争議行為の通知の公表について (厚生労働省)

〇船舶安全法第六条ノ四第一項の規定 に基づき、型式承認をした件 (同三七三~二七六)

〇都市公園の供用を開始する件 〇都市計画に関する件(同二七七) (関東地方整備局八一)

福 1

項

官庁

〇都市計画に関する件

(北陸地方整備局二六)

(近畿地方整備局五九)

〇都市計画に関する件

裁判所 破産、 相続、 財団 免責、 公示催告、失踪、除権決定 司法書士懲戒処分関係 復権、

地方公共団体 特別清算、再生

教育職員免許状失効関係 =

資 料

閣議決定等事項

機械受注統計調查報告 (平成二十三年

月)(実績)(内閣府)

公

告

会社その他

穷

:	平成	23年	3 月	17日	木曜日	官	\$	Ų.		第:	551	7号	· -			4
に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限し、災害救助法(昭和二十 に限し、災害救助法(昭和二十 に限し、災害救助法(昭和二十	康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十分 象 と な る 特 定 権 利	マ成二十三年三月十七日 「中一大の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。 「年」十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延良に関い 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八) 「月」〇厚生労働省告示第五十六号	十五号)第三条第二項の現立にまづき、司条第一項特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るの厚生労働省告示第五十六号	2 贈与額 一億四千万円生産物及び役務の購入生産物及び役務の購入援助規約に関連して行われる食糧援助のための援助規約に関連して行われる食糧援助のためのは、援助の目的及び内容・千九百九十九年の食糧	モロ連合政府とで、食糧援助に	平成二十三年三月十七日 外務大臣 松本 剛明平成二十三年三月十七日 地域統合七日 地域統合七日 本側 片上慶一在ガーナ大使	に係る計画等に	た 簡サ の		住所 佐賀県島栖市藤木町2238番地18 安島惠 昭和45年6月10日生 住所 千葉県船橋市本中山4丁目4番3-606号	張瓊 昭和55年6月18日生 王栗文 平成20年9月22日生 王栗謙 平成22年4月15日生	※開発・昭和59年 4月17日 1番13-204号 住所・東京都足立区島根1丁目1番13-204号 王越非・昭和50年6月17日生	住所 川崎市中原区上小田中7丁目16番1-203 号 舂垣井 四和55年1月10日午	深 另 昭和48年 4 月 24日主 主 體 昭和49年 7 月 2 日生 陳胤鑫 平成18年12月28日生	吳海燕 昭和59年11月16日生 住所 東京都板橋区大山金井町54番15—304号 14章 四416年1月21日4	住所 東京都江戸川区字喜田町1358番地8 楊静 昭和44年11月19日生 住所、東京都渋谷区松濤2丁目12番11—901号
検索局に係るもの 「特定」 「特定」 以下「特定」 以下「特定」 「特定」 「特定」 「特定」 「特別」 「特別」 「特別」 「特別」 「特別」 「特別」 「特別」 「特別	条第三項第一号の	律夫	の寺之権刊刊益こ系も財間の正旻こ男し当该正旻3ための特別措置に関する法律(平成八年法律第八一	平成二十二年九月二十七日 三 変更の時期 三 変更の時期 東京都新宿区 東京都新宿区	東京都文京区 一一変更前の認定法人等の事務所の所在地 一一変更前の認定法人等の事務所の所在地 平成二十三年三月十七日	用十八日付けで認定したCADトレース技能審査 大等にする中央職業能力開発協会から、同規程第 を実施する中央職業能力開発協会から、同規程第 を実施する中央職業能力開発協会から、同規程第 を実施する中央職業能力開発協会がら、同規程第	五十四号)第一条第一項の規定により平成九年三技能審査認定規程(昭和四十八年労働省告示第〇厚生労働省告示第五十五号 外粉大臣 松本 剛明	平成二十三年三月十七日(平成二十三年三月十日付け在本邦ベルギー王(平成二十三年二月十日付け在本邦ベルギー王)(平成二十三年三月十七日)	よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日に正する議定書」	立に関する条約、関税表刊行のための国際事務で署名された関税表刊行のための国際連合の設作成された「千八百九十年七月五日ブラッセル	二 昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで 関する条約』 された (関格表色行のための国際進名の郡立に	一、「日社長」「一、「日社長」「日本」「日本」「日本」「日本」「日本」「日本」「日本」「日本」「日本」「日本	を廃棄する雪を平成二十三年一月十三日こベレースウェーデン王国政府は、次の条約及び議定書一〇外務省告示第八十三号	平成二十三年三月十七日 外務大臣 松本 剛明 一杯・「おりょり	3・3万大豆コモロ側 ファーミ・サイード・イブラヒム外日 本 側 川口哲郎在コモロ大使	
菜所に係るも お新二十三条 法第二十三条	又法	ものに限る。) 薬事法第十三条第一	係るものに限ることは医療機器の製造	る。 一 でく薬局の開設の許 の の の の の の の の の の の の の			報の交付 に が が が が が が が の を 付 の を 付 の を の を の の の の の の の の の の	内において経営され、旅館業法(昭和二十	る弟 営五 業十	製造所又は加工所に規定に基づく総合衛は生法(昭和二	の支給児童福祉法第二十四名	規定に基づく養育里児童福祉法(昭和二		許可職業安定法第三十三名		定に基づく有料の職業安定法(昭和二

L	HIA		延第 長八 ————		天	頃史程품年 のし第査三	第	土	世 (を非のセ多務設ル	でに	名	へ定 明 ル掛 ————	好 日
る事業所に係るものに限る。) 体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録(特定被災区域内に在薬事法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定管理医療機器又は	粧品又は医療機器の外国製造業者の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ものに限る。)なり、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	係るものに限る) 採事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品 薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品	るご 薬局の開設の許可(特定被災区域内に在る薬局に係るものに限づく薬局の開設の許可(特定被災区域内に在る薬局に係るものに限薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四条第一項の規定に基	業所に係るものに限る。) 業所に係るものに限る。 、会議の発育、特定被災区域内に任る向精神業営業製造製剤業者若しくは向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神、項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神、東藻及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第	ものに限る。)の場合は、「のでは、「のでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、」という。「のでは、	帳の交付に十三号)第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手二十三号)第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手間がある法律(昭和二十五年法律第百	内において経営される旅館業に係るものに限る。) 定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請(特定被災区域旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条の三第一項の規	区域内に在る営業所に係るものに限る。)	製造所又は加工所に係るものに限る。)製造所又は加工所に係るものに限る。)検品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十三条第一項の食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十三条第一項の	の支給 の支給 の支給 の支給	規定に基づく遜育里親名簿への登録・現立福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第二項の	許可 野文定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の 職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の	介事業の許可 介事業の許可
請をする者 特定被災区域内において	申請をする者 中請をする者 中請をする者	を有する者を有する者	を有する者特定被災区域内に事務所	有する者特定被災区域内に薬局を	薬営業所を有する者特定被災区域内に向精神	を有する者 を有する者 を有する者	を有する者を有する者	する者 経営される旅館業を承継 特定被災区域内において	を有する者を有する者	又は加工所を有する者特定被災区域内に製造所	を有する者特定被災区域内に居住地	を有する者特定被災区域内に居住地	了する者を除く。 当該許可の有効期間が満 当本三年四月九日までに 事務所を有する者(平成 りでに	了する者を除く) 出該許可の有効期間が満 当該許可の有効期間が満 当該許可の有効期間が満 等定被災区域内に主たる

5	平成	23	手 3 月	17	'日:	木曜日	官		報	第	<u>551</u>	7号			
者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。) 介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業	保るものに限る。) 「のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	る。) ・ はス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限 が護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サー	医療施設の指定 ・ 一項第三号の規定に基づく指定介護療務型	祉施設の指定 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る) 介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業	に限る。) 型サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るもの型サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るもの主義保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の	項の規定に基づく自立支度金の支給の申請関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十三条第一中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に	定に基づく一般労働者派遣事業の許可定に基づく一般労働者派遣事業の許可所以所以所以所以所以所以所以的。	係るものに限る)、係るものに限る)、第二十号)第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生第二十号)第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律	十七号)第四条に規定する特別給付金を受ける権利の裁定の請求戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五	のに限る。)の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るも業に限る。)の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るも業事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売	業を除く。)の許可(特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る)、薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売	(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限るこ)薬事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可	る営業所に係るものに限る。) 保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可(特定被災区域内に在保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可(特定被機器又は特定薬事法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定
を有する者を有する者	を有する者特定被災区域内に事業所	を有する者を有する者	養型医療施設特定被災区域内の介護療	人福祉施設特定被災区域内の介護老	を有する者特定被災区域内に事業所	を有する者 特定被災区域内に事業所	を有する者を有する者	を有する者を有する者	了する者を除く。) 当該許可の有効期間が満 二十三年六月十日までに 事務所を有する者(平成 年代の日本のに上たる	を有する者を有する者	を有する者特定被災区域内に居住地	業務を行う者特定被災区域内において	有する者特定被災区域内に店舗を	を有する者特定被災区域内に事業所	を有する者特定被災区域内に営業所
石川県金沢市鞍月一丁目一番地(2) 認定を行う事業所の所在地	四一登録設定機関の事業所の所在地の登録設定機関の事業所の所在地	発展記述機関が 発録認定機関が 発明の 発験の 発験の 発験の 発験の 発験の 発験の 発験の と 機関が を と の の の の の の の の の の の の の の の の の の	三日は、三日は金尺市竣引一丁目一番地二一 登録認定機関の名称及び住所 平成二十二年十一月三十日 第八十五号	登録更新年月日及び登録更新。 農林水産大臣	月间	こおいて作刊する司法第十七条の二第三項の現をの登録を更新したので、同法第十七条の三第二項第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関	いて連月一つ司長等で1500mの連月十五号)第十七一化及び品質表示の適正化に関す 第7百二十一号	の三第五年の基定に基づき公司する。 の三第五年の基定に基づき公司する	10世紀 10世紀 10世紀 10世紀 10世紀 10世紀 10世紀 10世紀 	条の三第一項の規定により財団法人日本醤油技術名法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第十七農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すの農林水産省告示第六百二十号	の支給認定の支給認定の支給認定	の規定に基づく介護給付費等の支給決定の規定に基づく介護給付費等の支給決定降害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第十九条第一項	生検査技師の免許(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第二項の規定に基づく衛(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第二項の規定に基づく衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律	可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る) 「可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。」	登録 登録
三 解除の理由 農道用地とするため 防備	二一保安林として指定された目的「土砂の流出の」山本町辻字竹谷五〇四二の一六「一解除に係る保安林の所在場所「香川県三豊市	- 農林水産大臣 - 鹿野月十七日	の指定を解除する二十六条第二項の規定により、次のように保安林	林法(昭和二十二林水産省告示第	② 解除の理由 道路用地とするための防備	□ 保安林として指定された目的 土砂の流出人野山字宗心一九二九の二 かわ市水主一六三三の一二、一六三三の一三、	二日 解除に係る保安林の所在場所 香川県東か日 解除の理由 道路用地とするため	遥 保安林として指定された目的 水源のかんがわ市入野山字宗心一九二九の二	一〇 解除に係る保安林の所在場所 香川県東か平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野 道彦の推定を解除する	○清子: 『早香: 「一〇鬼林水産省告示第六百二十二号 へのように保安林 へのように保安林 へのように保安林 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	項の規定に基づく自立支援医療費 特定被災区域内に居住地	号)第十九条第一項 特定被災区域内に居住地	項の規定に基づく衛 を有する者	る。) 人保健施設の開設者 人保健施設の開設者	項の規定に基づく介護支援専門員の「特定被災区域内に居住地」